

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年8月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第25号

京都市深草墓園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市深草墓園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項各号列記以外の部分中「第5条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「京都市深草墓園を使用する権利（以下「」及び「という。）」を削り、同条を第12条とする。

第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条を第9条とする。

第4条中「速やかに」の右に「その旨を指定管理者に届け出て」を加え、同条を第8条とする。

第3条の見出し中「焼骨」を「使用権」に改め、同条第1項中「納骨堂」を「京都市深草墓園（以下「墓園」という。）」に、「許可に係る焼骨」を「墓園を使用する権利（以下「使用権」という。）」に改め、「指定管理者」の右に「（樹木型納骨施設にあっては、市長。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条を第7条とする。

第2条中「前条第1項」を「第1条第1項」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（樹木型納骨施設の使用の許可）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申込みがあった場合において、当該申込みに係る使用の許可をしたときは、使用許可書を申込者に交付する。

（樹木型納骨施設への納骨）

第6条 樹木型納骨施設に納骨をしようとする者は、納骨をする際、次に掲げる書類を、指定管理者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 使用許可書の写し

(2) 火葬許可証若しくは改葬許可証又は分骨であることを証する書類

第1条の次に次の2条を加える。

（樹木型納骨施設を使用する者の募集）

第2条 条例第6条第2項の規定による樹木型納骨施設を使用する者の募集は、あらかじめ

め次に掲げる事項を明らかにしたうえ、公募の方法により行うものとする。

- (1) 募集に係る生前予約使用（条例第4条第2項に規定する生前予約使用をいう。以下同じ。）以外の使用又は生前予約使用の別及びそれぞれの件数
- (2) 使用することができる者の資格
- (3) 使用の申込みの方法及び樹木型納骨施設を使用する者の決定の方法
(樹木型納骨施設の使用の申込み)

第3条 条例第6条第3項の規定により樹木型納骨施設の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる事項（生前予約使用の申込みの場合は、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）を記載した申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者の住所及び氏名
- (2) 生前予約使用以外の使用又は生前予約使用の別
- (3) 死亡者の住所、氏名、生年月日及び死亡年月日
- (4) 死亡者の申込者との続柄
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 申込者は、市長の請求があったときは、次に掲げる書類（生前予約使用の申込みの場合は、第2号に掲げる書類を除く。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 祭祀を主宰する者であることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)